

# 事務局だより

## 新たな契約方法への移行について（請負・委任）



昨年11月から施行された『フリーランス法』に合わせ、4月から段階的に契約方法の見直しを行います。

センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっています。新契約方法により形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、**実務面では現在と基本的に変わりません。**

センターは、発注者と会員の間にあって様々な調整を行いますので、会員の皆さんには、**今までどおり安心して就業していただくだけです。**

「会員業務仕様書」の明示について、手渡しや郵送等では、非効率となるため、センターでは「会員業務仕様書」を「smile to smile」にて明示します。毎月発行している「配分金明細書」も「Smile to Smile」で確認できるようにするため、**郵送での配付はなくなります。**

これまでどおり書面で欲しい方は事務所まで取りに来ていただくこととなりますのでご注意ください。

## 安全・適正就業推進委員会より

令和6年度、現在までの就業中に発生した傷害事故、賠償責任事故の総件数は8件で、令和5年度の事故総件数と同数となっています。

賠償責任事故では例年多く報告されている、刈払機による飛石事故が大幅に減少しました。

傷害事故は昨年度3件に対し、今年度は6件と増加し、ハチに刺さされと熱中症による事例が多く、県下のセンターでも同様に多発しました。

傷害事故の中でも、雪吊り作業中に三脚脚立から転落し、病院へ搬送され、幸い重篤事故にはならなかったものの、通院治療を要する事例が発生しました。

センターでは、2月27日(木)に剪定や草刈など屋外作業に就く会員の方を対象とした『安全作業についての講習会』を開催し、労働安全コンサルタントとして各所で安全指導を行っている片山昌作氏に講義をしていただきました。

その中では、保護具（ヘルメット・安全帯）の正しい選び方から装着まで、三脚脚立の正しい使い方、刈払機による安全な草刈の手順・方法などの説明があり、その中でも「1秒・2秒の安全に対する時間を省きケガをすることで、1か月・2か月の通院入院の時間を要することになる。その時間の方がもったいない。」と話をされました。

安全就業スローガンである「安全は無理せず焦らず油断せず」を心掛け、日々の就業にあたってください。

だんだんと、外があたたかくなってきましたね。もうすぐ春ですね (\*^。^\*) ♪

## 今月の入会者

会員は2月末で388名になりました。センターでは毎月2回、午前10時より『新入会員説明会』を開催しています。

また、今年度から『女性限定新入会説明会』を開催しています。女性会員の拡大をめざして、女性の方がおひとりでも、また、お友達を誘っていただいても大歓迎で、当センターの女性職員が対応しますので女子会気分でお越しください。

皆さん、ぜひ会員紹介に協力いただき、地区行事などで積極的な声掛けや、友達・お知り合いの方を紹介してください。

4月22日(火)からは国内最大級の花のイベント「第74回となみチューリップフェア」が開催されます。センターでは期間中、清掃や花壇の整備など、会員の皆さんが大活躍しています。

300万本のチューリップが咲き誇る花の祭典と一緒に働いてみませんか？興味のある方はセンターまでご連絡ください。（裏面も参照ください。）

来月の配分金支払日

4月15日(火)です。

今月も皆さまおつかれさまでした。

